

第5章 研修(OFF-JT)について

地方公務員法第39条第1項は「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」としており、市(組織)は職員に対して研修を実施する必要があります。

そこで、本市では「職務の遂行に必要な知識等を習得させ、市民全体の奉仕者としての自覚を促し、職員の勤務能率の発揮及び増進を図る(横浜市職員研修規程より一部抜粋)」ことを目的に、「横浜市人材育成ビジョン 全職員版(当冊子)」や「横浜市研修計画」などを踏まえ、数多くの研修を実施しています。研修は、「総務局人材開発課研修」と「区局研修」の大きく2つに分類されます。(「横浜市職員研修規程」では、各職場で業務を通じて行われる職場研修(OJT)も研修区分の一つとして位置づけています)

この第5章では、市(組織)が行う「研修(OFF-JT:職場外研修)」のそれぞれの目的や内容について記しています。

なお、具体的な研修の実施内容は、毎年度作成する「横浜市研修計画」において全ての職員に示すこととしています。

■ 区局研修

「区局研修」は、各区局での業務遂行において必要となるものや、各専門分野(職種・職域)で必要とされるもの、求められる「基礎的マインド・知識」(別表2参照)などの習得を目的に区局業務所管課が実施する研修のことをいい、「総務局人材開発課研修」以外の全ての研修(OFF-JT)を指します。(全職員が受講する「人権研修」「不祥事防止研修」なども区局研修に該当します)

他区局の職員を対象とした研修も「区局研修」に含まれるほか、各区局が独自に実施する能力開発や意識啓発を目的とした研修、「専門分野人材育成ビジョン」に基づく研修もこれに含まれます。

■ 総務局人材開発課研修

「総務局人材開発課研修」は、総務局人事部人材開発課が実施する研修・支援制度のことです。全ての職員が求められる「職員像」に向けて行動し、「役割」「能力」を発揮できるよう、また、求められる「行動姿勢」に沿った行動がとれるよう実施しています。具体的には、次の分類・目的に沿って実施します。

◆ OJT 支援 (制度含む)

人材育成の中心である、各職場での「OJT(職場研修)」が円滑に行われるよう、「育成者・トレーナー制度」の推進や「OJTハンドブック」の整備・周知等を実施します。

◆ OFF-JT

基礎研修(必修研修)

各職位に求められる役割等を理解するために実施する研修で、受講対象者は原則として必須の受講となります。具体的には、次の分類で実施します。

■採用1～2年目職員対象(重点育成期間)

例)新採用職員研修、採用2年目職員研修など

■職員Ⅰ～Ⅲ対象

例)人材育成研修(職員向け)、職員Ⅱ・Ⅲ昇任者研修など

■責任職対象

例)各新任研修(係長～部長)、経営責任職研修など

課題別研修（希望制研修）

自らの「強み」を伸ばし「弱み」を克服することを目的に、各職員が自ら希望し受講する研修です。具体的には、次の分類で実施します。

■ベーシック・カレッジ

市職員として実務を適切に行うために必要な「実務知識」を習得・定着させることを目的に実施します。

例) 文書制度基礎、会計経理基礎、法務基礎など

■ステップアップ・カレッジ

市職員として仕事を進める上で必要となる「スキル」を学ぶことを目的に実施します。

例) アサーション、タイムマネジメント、資料作成力など

■リーダーズ・カレッジ

責任職に必要な「スキル」「考え方」を身につけることを目的に実施します。

例) 会計知識、マネジメント、部下育成など

■技術研修

技術職員の能力開発を目的に実施します。「基礎講座」と「発展講座」は、総務局人材開発課が実施します。「職種別講座」は、各職種の人材育成リーダーが実施し、人材開発課はその支援を行います。

キャリアに関する研修・制度

自らのキャリアを主体的に考えることを目的に実施します。基礎研修のカリキュラムとして実施するものと、希望制研修として実施するものがあります。

例) キャリア導入研修、メンター制度、責任職との座談会など

派遣研修

様々な価値観や専門性の高い知識・技術などを学ぶことを目的に実施しています。

■民間企業・自治体との人事交流

民間企業や他自治体との交流を通じて、柔軟な発想力などの能力の幅を広げる機会とするため実施します。

■企業等派遣研修

民間企業等での業務経験を通じて、コスト意識や迅速な意思決定方法等を習得する機会とするため実施します。

■その他の派遣研修

「長期国内留学派遣研修」や「国や他自治体等研修機関への派遣」を実施します。

講師・相談員養成研修

庁内講師の質の向上や、メンターとなる職員の応対スキルの向上などを目的とした研修を実施します。

◆ SD 支援

勤務時間外に自発的に能力開発を行う職員を支援する取組を行います。具体的には、「夜間自己開発講座」として<法学基礎講座><技術力向上研修>を実施するほか、「横浜市立大学科目等履修生派遣研修」「横浜市立大学エクステンション講座」などを実施します。

◆ その他

■自己啓発等休業制度

公務を取り巻く社会環境が著しく変化する中で、職員の幅広い能力開発が重要であり、職員が自発的に大学等の課程の履修や国際貢献活動に参加するための制度です。



「横浜市人材育成ビジョン 全職員版 2018～2021」

2018年（平成30年）3月末公表

横浜市総務局人事部人材開発課

〒231-0023 横浜市中区山下町 72 番地 1

電話 045-662-2923 FAX 045-662-2922